

豊中市立第四中学校いじめ防止基本方針

第1 いじめ防止基本方針の策定と組織

1 基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体としていかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければならない。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされるべきである。

このような観点から、本校の教育目標である、「人間尊重の精神に基づく知徳体の調和のとれた生徒の育成」の具現化に向け、いじめは心と体に、また、その成長に大きく影響を及ぼす重大な人権侵害事象であるという認識に立ち、いじめの根絶に向け、いじめを絶対に許さない取組みを推進していく。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

※ この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

いじめの重大事態

いじめの重大事態の定義は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とする。（いじめ防止対策推進法第28条第1項）

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称「いじめ・問題行動連絡会」・・・週に一度開催

名称「不登校対策委員会」・・・月に一度開催

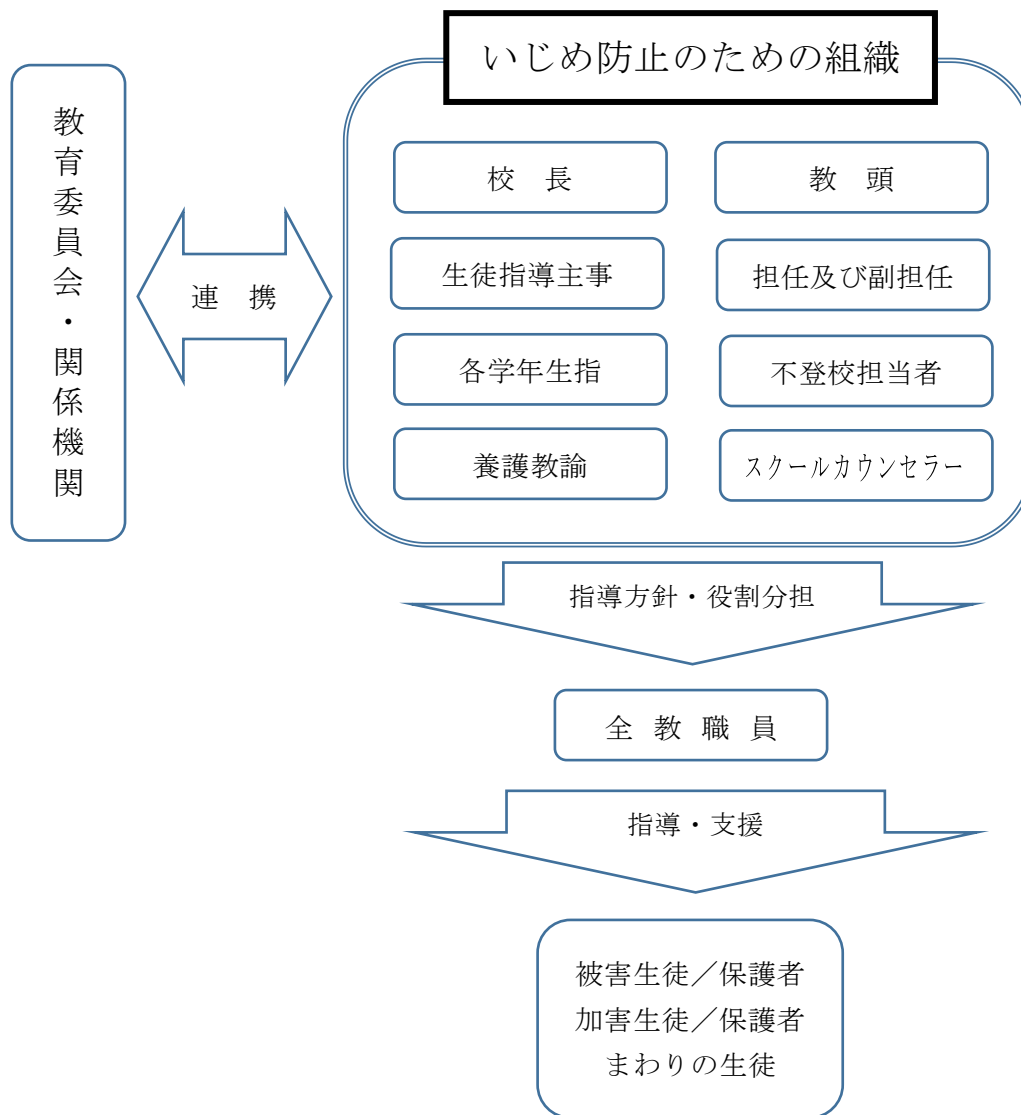
名称「いじめ対策委員会」・・・必要に応じて開催

(2) 構成員

「いじめ・問題行動連絡会」・・・校長、教頭、生徒指導主事、学年生指、養護教諭、
スクールカウンセラー

「不登校対策委員会」・・・校長、教頭、生徒指導主事、学年生指、養護教諭、
スクールカウンセラー、各学年不登校担当者

「いじめ対策委員会」・・・校長、教頭、生徒指導主事、学年生指、養護教諭、
スクールカウンセラー、該当生徒の担任及び副担任



(3) 役割

- ア いじめの未然防止
- イ いじめ事案の対応
- ウ いじめに関する校内研修
- エ 年間計画の企画と実施
- オ 各取組みの有効性の検証
- カ 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 取組状況の把握と検証

「いじめ・問題行動連絡会」は、毎週一度会議を開催し、いじめの有無について情報交換するとともに、事案発生時には緊急に「いじめ対策委員会」を開催する。

「いじめ対策委員会」は、いじめ事案の対処等について協議し、学校としての解決方針の決定、組織的な取組みを推進し、いじめ事案の早期解決を目指す。また、計画の立案、その取組み、進捗状況、生徒の変容等について検証し、必要に応じて本方針の見直しを行う。

5 年間計画

豊中市立第四中学校 いじめ防止に向けた年間計画	
常設連絡会	「いじめ・問題行動連絡会」(週1回定期的に行う)
臨時委員会	「いじめ対策委員会」(いじめ事案発生とともに設置し組織的に対応する)
始業式まで	「いじめ防止基本方針」の再確認、役割分担 「豊中市立第四中学校いじめ防止基本方針」のHP掲載
4月	前年度の状況を踏まえた引継ぎ資料にもとづく情報交換
5月	オリエンテーション(集団づくり) スクールカウンセラー相談案内配布 生徒・保護者へ相談体制周知 他者とのかかわり方について考える(いじめに関する課題) 「スマホ・SNS」等の安全教室
6月	「学校生活アンケート」の検討
7月	「学校生活アンケート」の実施 学校生活アンケートの集約・分析・対応 アンケート結果を受けた教育相談週間
8月	三者懇談(家庭での様子の把握と学校生活の様子について情報共有) 全体指導、学年集会、HR(1学期の振り返り) いじめに関する指導の取り組みと進捗状況の確認(いじめ対策委員会) 1学期いじめ状況調査(市教委) いじめに関する教職員研修・情報交換 HR(行事への取り組みと集団づくり)
9月	スクールカウンセラー相談案内配布
10月	体育大会(集団づくり) 「学校生活アンケート」の検討 「学校生活アンケート」の実施 学校生活アンケートの集約・分析・対応
11月	アンケート結果を受けた教育相談週間 全体指導、学年集会、HR(2学期の振り返り)
12月	いじめに関する取り組みと進捗状況の確認(いじめ対策委員会) 2学期いじめ状況調査(市教委) HR(集団づくり)
1月	スクールカウンセラー相談案内配布 合唱祭(集団づくり)
2月	「学校生活アンケート」の検討 「学校生活アンケート」の実施 学校生活アンケートの集約・対応 教育相談週間 全体指導、学年集会、HR(1年間の振り返り)
3月	次年度の計画立案、本方針の見直し(いじめ対策委員会) 3学期いじめ状況調査(市教委)

第2 いじめ防止の取り組み

1 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または身体に重大な危険を生じさせる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにしなければならない。

2 いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために関係者が一体となった継続的な取組が必要である。このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。加えて、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

3 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、わずかな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

第3 いじめに対する措置

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、疑いがある行為には、早い段階からの確に関わるとともに、いじめ・問題行動連絡会に報告し組織的な対応につなげる。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年生徒指導担当や生徒指導主事等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ・問題行動連絡会）と情報を共有する。なお、各教職員はいじめに係る情報を適切に記録しておく。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、ただちに「いじめ対策委員会」を開催し、組織的な対応方針を決定する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、直接会って話をする等、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し対応方針を検討する。

3 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたり、はやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよ

う努める。そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒への指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒の問題解決能力を高める。その際、スクールカウンセラー等とも連携する。体育大会や宿泊行事、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

第4 いじめの「解消」について

1 「解消」の要件

「いじめが解消している状態」とは、次の2つの要件を満たしていることとする。

- ① いじめに係る行為が止んでいること。少なくとも3カ月を目安とする。(被害・加害生徒の様子を含め、状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う)
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。(被害生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかを面談等により確認する)

令和4年(2022年)5月 改訂